

令和7年度 矢作川水防連絡会

令和 7年 5月 13日

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL)<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL)<http://zensuikan.jp/031katudou.html>

7月25日からの大雨における水防活動 (山形県戸沢村消防団／令和6年7月25日～28日)

○概要

- 戸沢村消防団は、7月25日からの大雨に際し、令和6年7月25日から28日にかけて延べ4分団387名が出動した。
- 村内では、累加雨量にして1日あたり380mmを超える豪雨により河川が増水した。
- 各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、土のう積み、住民の避難誘導、排水ポンプによる排水作業、ボートによる人命救助等を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
7/25～28 約48時間	387名	<ul style="list-style-type: none"> 土のう積み(50袋) 避難誘導(100名) 排水作業(ポンプ4台) 人命救助(20名)



古口地区の浸水被害
ボートによる人命救助



古口地区の浸水被害
ボートによる人命救助



被災状況（古口地区）



津谷地区の浸水被害
堤防の監視



国土交通省では、防災・減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、毎年5月(北海道は6月)を「水防月間」と定めています。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に対し、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」の実効性を高める重要な取組の一つとして、各地域において総合水防演習等の水防訓練や水防団等と河川管理者による共同巡視等、様々な取組を実施します。

◆水防に関する広報活動の実施

ポスター・リーフレットの配布等により、水防月間のPR活動を行うほか、展示会や体験会を実施するなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図る。

◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

◆河川管理施設の巡視・点検・整備

危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うとともに、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで治水機能を維持。



早めの避難により被害を免れた事例

もがみぐん さけかわむら おおあざ きょうづか
(山形県最上郡鮭川村大字京塚)

- 令和6年7月25日からの大雨において、山形県最上郡鮭川村大字京塚では、住宅が巻き込まれる土砂災害が発生。
- 避難指示を受け、地区長や自主防災組織の声掛けにより、雨が強くなる前の25日13時30分頃から避難を開始した。
- 京塚地区では全壊・半壊等の建物被害が19件確認されたものの、人的被害は発生しなかった。
- 日頃の自治体等の活動が地区の防災意識向上を高め、事前の避難、人的被害回避につながったと推測される。



- 村上市小岩内地区では、昭和42年8月の羽越水害を忘れないよう、毎年、地域のお祭りと合わせて防災訓練を行い、災害の記憶を伝承してきた。
- 令和4年8月3日からの大雨では、常日頃からの防災の備えが活かされ、被害が最小限に抑えられた。

取組のきっかけ

- 羽越水害では、荒川流域で約6,000haの浸水被害、74名の死者・行方不明者が発生し、小岩内地区でも大きな被害を受けた。こうした災害を伝承するための取組を続けてきた。

取組のポイント

- 多くの住民が集まる「地域のお祭り」と合わせて「防災訓練」を行ってきた。また地区の公会堂には、羽越水害当時の写真を展示するなどし、日頃から「災害を忘れないようにする」ことに努めていた。

(こうした中、令和4年8月3日の大雨では)

- 令和4年8月3日21時30分、村上市はこの地区に対して避難指示を発令。
- 区長、役員、防災士が協議。「空振りでもいい」と判断し、地区の役員等が住宅を一軒ずつ回り、住民に避難を促した。
- 大雨により、指定緊急避難場所へ続く道は土砂崩れで通行できない状況。住民は、いったん公会堂に避難した。
- 区長には、羽越水害時の「大雨による急激な河川の増水」や、「流れてきた石がコンクリートに激しくぶつかる音」、といった記憶が残っていた。また、公会堂には、羽越水害当時の写真も展示してあった。
- こうした中で、大雨が降り続く中、このまま公会堂にとどまることは危険と判断。高台のより安全な場所に「再避難」した。

取組の効果

- 住民が避難を終えた後で、土石流が集落を襲った。公会堂にも大量の土砂や流木等が流れ込んだが、こうした避難行動が幸いし、この地区では一人の犠牲者も出すことがなかった。



出典：住民の適切な避難行動の促進に向けた好事例集（内閣府）R5.6に基づき作成

浸水被害の把握

ヘリによる調査

リアルタイム性

- ・悪天候時に調査不可
- ・夜間調査不可



痕跡調査

機動力

- ・広範囲の調査不可
- ・多数の人材確保
- ・専門の技術者が必要

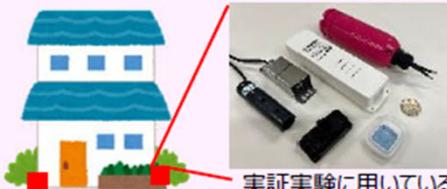


【既存の技術】

ワンコイン浸水センサ

センサの特徴

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

実証実験に用いている6種類の浸水センサ

官民連携による浸水域把握イメージ

堤防の越水・決壊などの状況や、地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集する仕組みを構築

保険会社



警備会社



店舗管理



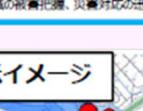
河川管理



施設管理



市町村



データ集約



表示イメージ



【技術開発】

活用イメージ

【災害時】

- ・早期の人員配置
 - 道路冠水による通行止め
 - 避難所の開設 等
- ・ポンプ車配置の検討

【復旧時】

- ・罹災証明（自治体等）の簡素化・迅速化
- ・保険の早期支払い
- ・災害復旧の早期対応

など

スケジュール

令和3年度

- ・実証実験準備会合を開催
- ・実証実験に向けてセンサの仕様や実施内容を検討・確定

令和4年度

- ・モデル地区となる自治体5市町において、国・自治体・民間企業等（10団体）にてセンサを設置し、実証実験を開始

令和5年度

- ・モデル地区となる自治体を58に拡大し、実証実験を継続

令和6年度（R 6.7月時点）

- ・モデル地区となる自治体を163に拡大し、実証実験を継続
- ・必要に応じ、エリアを拡大

ワンコイン浸水センサ実証実験に関する資料

以下のWEBサイトでこれまでの実証実験の取組や資料等をご確認いただけます。

国土交通省HP(実証実験に関する資料)

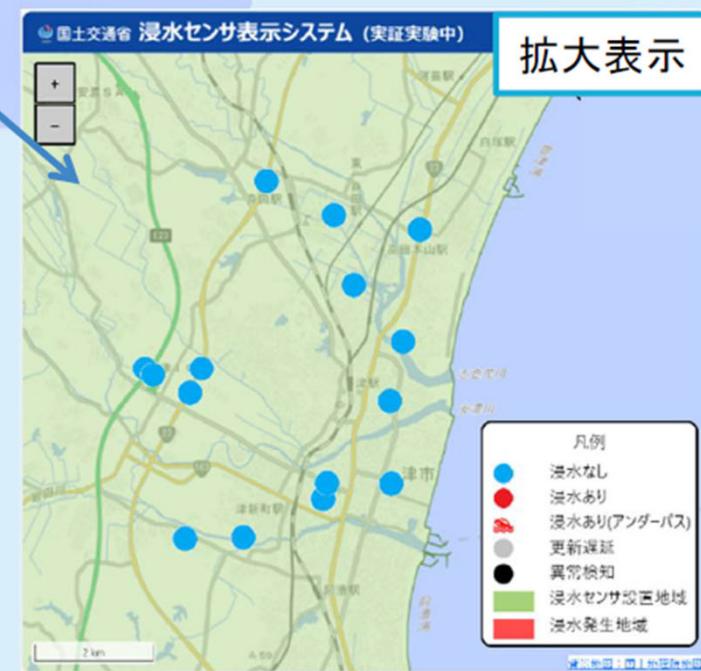
<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

浸水センサ表示システム(一般公開)

<https://c-sensor.river.go.jp/>



地図画面



インターネットで
一般公開中



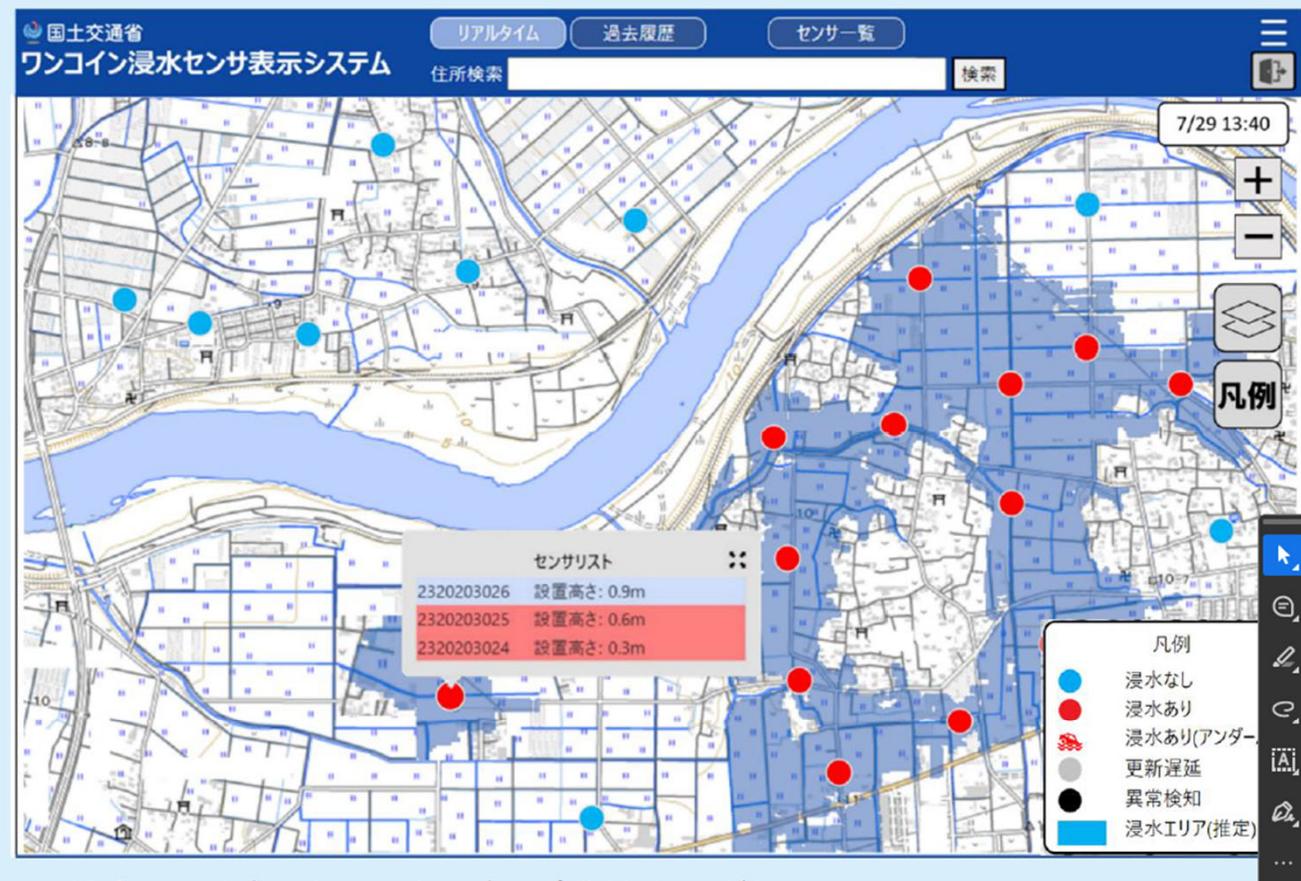
QRコードから↑
アクセス

拡大表示

【浸水センサが浸水を検知する】 → 【ワンコイン浸水センサ表示システムに浸水状況が表示される】



浸水センサ設置箇所が浸水している状況



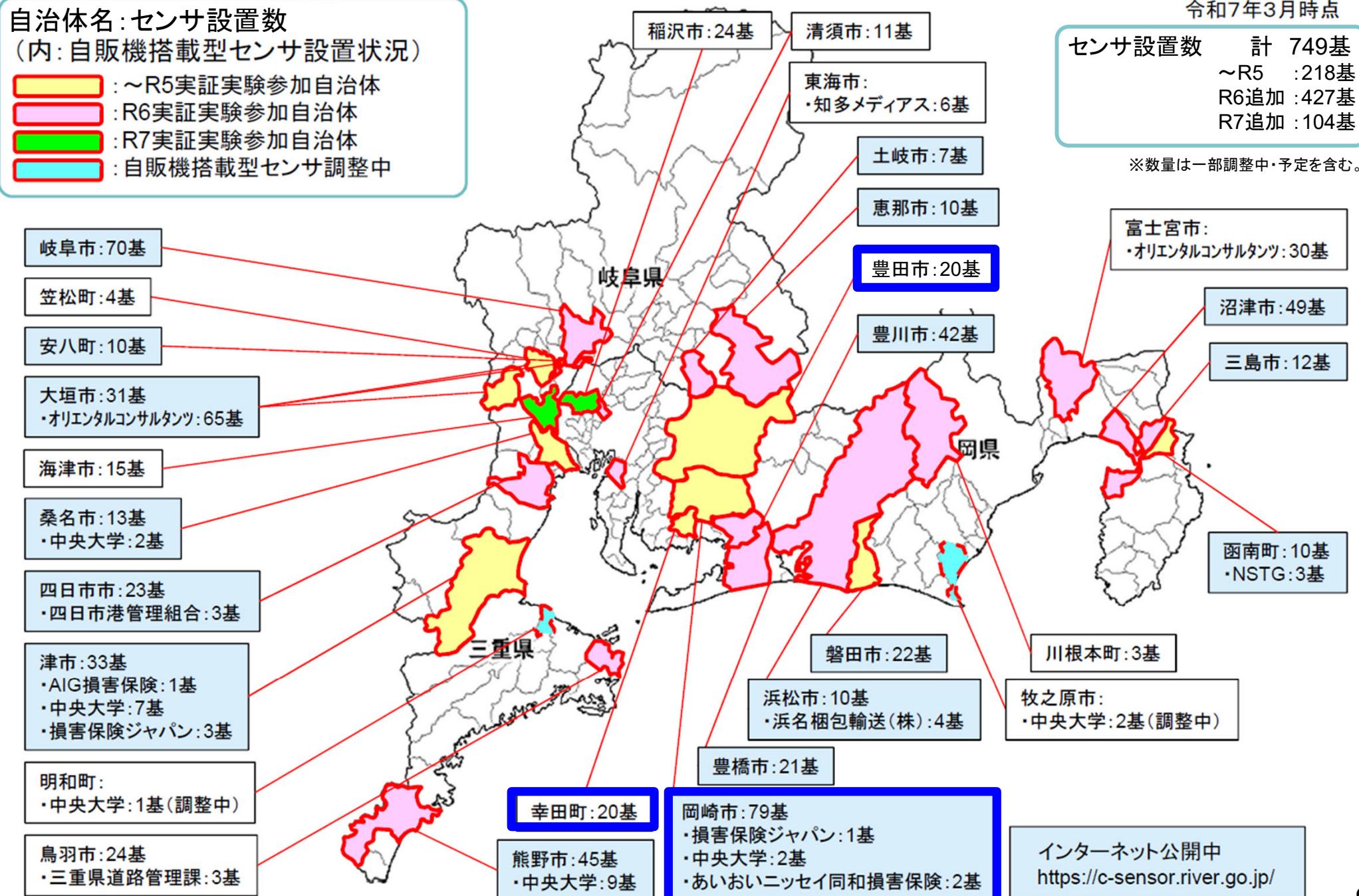
※浸水センサ表示システムの表示事例(イメージ)

浸水センサが浸水を検知した場合、表示システムに浸水センサの浸水情報が表示されます。実証実験参加者向けの表示システムではそれに加えて、周辺の地形から想定される浸水エリアがリアルタイムで表示されます。また、過去履歴から過去の浸水状況を確認することができます。

中部管内の実証参加自治体(調整中含む)

自治体名:センサ設置数
(内:自販機搭載型センサ設置状況)

- :～R5実証実験参加自治体
- :R6実証実験参加自治体
- :R7実証実験参加自治体
- :自販機搭載型センサ調整中



○背景・参加目的

- ・H12、H20に市内各所で床上浸水被害に見舞われている
- ・近年のゲリラ豪雨によって浸水常襲地区以外においても路上浸水被害を多数受けている
- ・浸水警報装置を設置している箇所もあるが、設置費・運用費が高価であり、浸水状況の把握に苦慮している

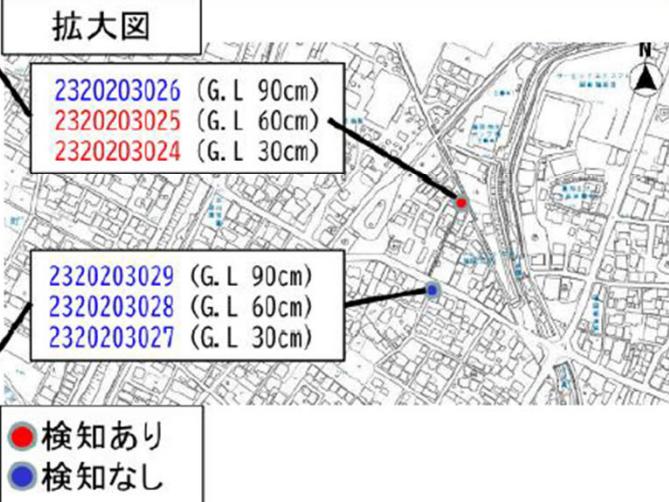
○期待すること・実証実験後の予定

- ・リアルタイムで浸水範囲を把握
- ・河川周辺に設置し、河川氾濫状況の把握が可能か検証
- ・実用性を確認後、市が所有する情報防災システムへ浸水情報を組み込む

○ワンコイン浸水センサ活用状況



2022年9月23日夕方から夜のはじめ頃にかけて
福岡学区内2箇所6個の浸水センサのうち
1箇所2個の浸水センサにて浸水を検知

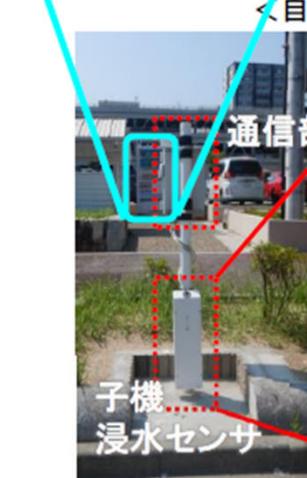




<位置図>



<自動販売機イメージ>



<自動販売機側 浸水センサ 1段>



<道路側 子機 浸水センサ> <浸水センサ3段>



センサ(子機)を浸水想定箇所に設置し、自動販売機(親機)を離れた場所へ設置可能

- 【条件】
 - ・センサと自動販売機の距離は10mまで設置可能
 - ・自動販売機1台あたり、センサは3台まで設置可能

ワンコイン浸水センサ実証実験

○現在、実証実験への参加申込を受け付けております。詳細は国交省HPでご覧ください

公募期間: 令和7年5月30日(金)まで

参加者の分類	参加目的の事例	参加の形式	費用負担
① 市区町村	・管内の浸水状況把握 ・浸水情報の自治体防災関係システムへの連携 など	①-1 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する)	○センサの設置費 ○翌年度以降(令和8年4月～)のランニングコスト (センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○電気代など管理に係る費用 ※以下の費用は国負担※ ○センサ及び関係機器費 ○初年度のランニングコスト (センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費
		①-2 浸水センサを自ら設置せず、モデル地区の提供者となる	
② 企業・団体等 (都道府県含む)	・自社施設に対する浸水把握 ・自社開発センサの現地実証 ・浸水情報を活用した自治体向けシステム開発、保険商品開発など、企業による新たな商品開発 ・大学等による研究 ・都道府県管理河川周辺の浸水状況把握 など	②-1 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する) どちらか又は両方でも可	同上
		②-2 自社で用意するセンサを設置	「データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費」 以外は全て参加者負担
③ 国土交通省 (河川関係事務所)	管内(直轄管理河川周辺)の浸水状況把握 など	国交省が用意するセンサを設置	-

※公募の対象は、①と②の参加者です

第2号 議案(共通) 令和6年度 会務及び事業計画

【会務】

1. 矢作川水防連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、
矢作川洪水予報連絡会と合同で実施)

①日時:令和6年5月13日(月)

②場所:愛知県西三河総合庁舎 10階大会議室
(対面およびWeb形式によるハイブリッド開催)

③対象者:会長、副会長、委員、その他事務局員

④議題

- ・令和5年度 会務及び事業報告
- ・令和6年度 会務及び事業計画
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

【事業計画】

1. 河川合同巡視について

①日時:令和6年5月27日(月)

②内容:水防業務にかかる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。

③対象者:洪水予報及び水防警報伝達機関

第2号 議案(共通) 令和7年度 会務及び事業計画(案)

【会務】

1. 矢作川水防連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、
矢作川洪水予報連絡会と合同で実施)

①日時:令和7年5月13日(火)

②場所:岡崎商工会議所 大ホール
(対面およびWeb形式によるハイブリッド開催)

③対象者:会長、副会長、委員、その他事務局員

④議題

- ・令和6年度 会務及び事業報告
- ・令和7年度 会務及び事業計画
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

【事業計画(案)】

1. 河川合同巡視について

①日時:令和7年5~6月(予定)

②内容:水防業務にかかる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。

③対象者:洪水予報及び水防警報伝達機関

令和7年度 矢作川水防連絡会 規約

国土交通省豊橋河川事務所 矢作川 水防連絡会規約

第2章 役 員

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は、「国土交通省豊橋河川事務所矢作川水防連絡会」と称する。

第2条 目 的

本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、国土交通省豊橋河川事務所 矢作川管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期することを目的とする。

第3条 業 務

本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 水防警報に関すること。
3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
4. 水防時の交通規制に関すること。
5. 合同河川巡視に関すること。
6. 水防にかかる広報宣伝に関すること。
7. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

第4条 構 成

本会は、別紙-1に掲げる国土交通省豊橋河川事務所矢作川管内の水防関係機関をもって構成する。

第5条 役 員

本会には、次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 顧 問 若干名
4. 幹事長 1 名
5. 幹 事 若干名

第6条 会 長

会長は本会を代表し、会務を掌理する。

会長は国土交通省豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

第7条 副会長

副会長は会長をたすけ、会長に事故があるときはその職務を代理する。

副会長は水防管理団体間で選出された代表水防管理団体の長をもってこれにあてる。

第8条 顧 問

顧問は次の役職者に会長がこれを委嘱し会長の諮問に応える。

西三河県民事務所長、西三河建設事務所長、
豊田加茂建設事務所長、知立建設事務所長。

第9条 委 員

委員は会務を評議する。

委員は別紙-2に掲げる者をもってこれにあてる。

令和7年度 矢作川水防連絡会 規約

第10条 幹事長

幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。

幹事長は国土交通省豊橋河川事務所副所長(技術担当)をもってこれにあてる。

第11条 幹事

幹事は会務の規格及び相互連絡にあたる。

幹事は別紙-3に掲げる者をもってこれにあてる。

第3章 運 営

第12条 委員会

本会は運営の委員会の決議による。

委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し会務を評議する。

委員会の議長は会長がこれにあたる。

第13条 幹事会

幹事会は幹事長が必要と認めたとき、幹事長が招集し会務の企画にあたる。

第14条 事務局

本会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所流域治水課に置く。

事務局職員は、国土交通省豊橋河川事務所の職員のうちから会長がこれを指名する。

事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

第4章 雜 則

第15条 規約の改正

本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

第16条 附 則

この規約は、昭和57年7月15日から実施する。

平成4年5月29日 一部改正

平成13年6月18日 一部改正(組織名称変更)

平成14年6月25日 一部改正(組織名称変更)

平成15年6月16日 一部改正(組織名称変更)

平成19年5月 9日 一部改正(幹事一部変更)

平成20年6月20日 一部改正(組織改編名称変更)

平成23年4月 1日 一部改正(組織改編名称変更)

平成24年4月 1日 一部改正(組織改編名称変更)

平成29年6月19日 一部改正(組織名称変更)

令和5年4月27日一部改正(組織名称変更)

別紙-1

矢作川水防連絡会構成機関名

国土交通省 豊橋河川事務所

愛知県 西三河県民事務所

〃 西三河建設事務所

〃 豊田加茂建設事務所

〃 知立建設事務所

岡崎市

豊田市

安城市

西尾市

碧南市

令和7年度 矢作川水防連絡会 名簿

矢作川水防連絡会 役員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 岡崎市水防管理者(岡崎市長)

顧問 西三河県民事務所長
西三河建設事務所長
豊田加茂建設事務所長
知立建設事務所長

委員 豊橋河川事務所 副所長(技術)
豊橋河川事務所 副所長(事務)
豊橋河川事務所 総務課長
豊橋河川事務所 工務課長
豊橋河川事務所 流域治水課長
豊橋河川事務所 管理課長
豊橋河川事務所 岡崎出張所長
豊橋河川事務所 安城出張所長
豊田市水防管理者(豊田市長)
安城市水防管理者(安城市長)
西尾市水防管理者(西尾市長)
碧南市水防管理者(碧南市長)

幹事長 豊橋河川事務所 副所長(技術)

幹事 豊橋河川事務所 流域治水課長
岡崎市 河川課長
豊田市 防災防犯課長
安城市 維持管理課長
西尾市 河川港湾課長
碧南市 防災安全課長

矢作川令和6年8月出水予警報の発令状況

1観測所の観測水位より、水防警報を延べ1回、洪水予報・水位到達情報を延べ1回発令した。

※解除を除く

○水防警報

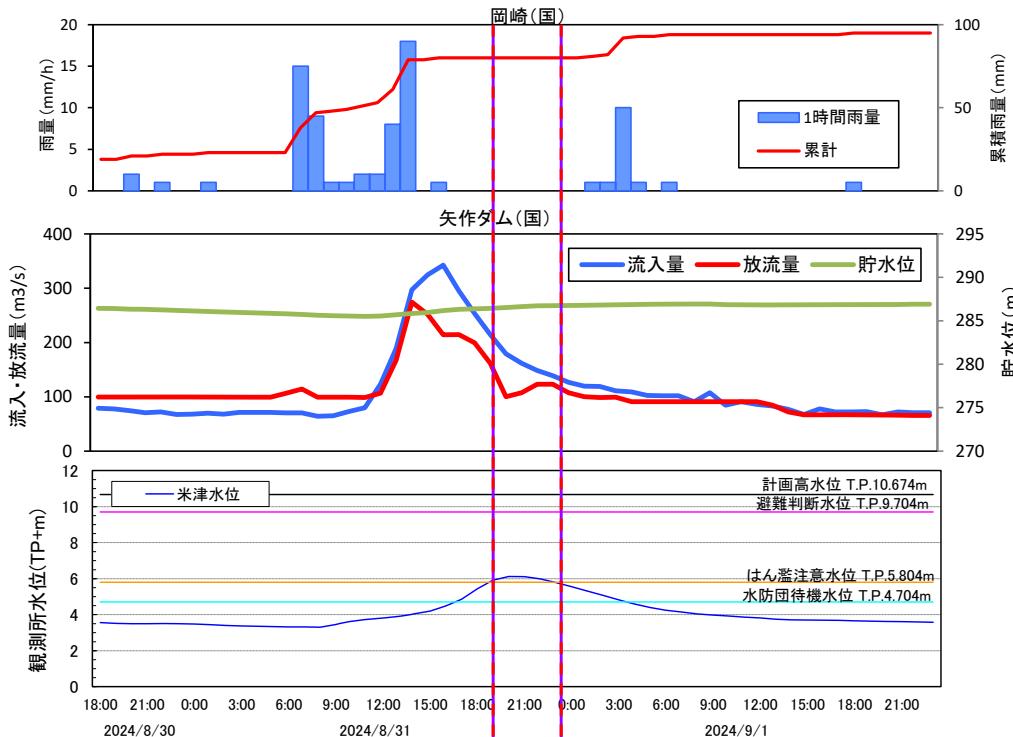
河川名	観測所名	準備	解除
矢作川	米津	①8/31 19:30	②8/31 23:20

注意1:○数字は発令番号

○洪水予報・水位到達情報

河川名	観測所名	注意報	解除
矢作川	米津	①8/31 19:30 氾濫注意	②8/31 23:20 解除

注意1:○数字は発令番号



水防警報準備(米津) 8/31 19:30

氾濫注意情報発令(米津) 8/31 19:30

水防警報解除(米津) 8/31 23:20

氾濫注意情報解除(米津) 8/31 23:20